

一時金支給法成立から3年にあたり、

優生保護法問題の全面解決を求める弁護士声明

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下「一時金支給法」という）が成立し、施行されてから4月24日で3年を迎える。

一時金の支給期間は残り2年となったが、同法の対象となる被害者は少なくとも約2万5000人とされているところ、2022年2月末日現在の支給認定は974件と、被害者の約3.9%にとどまり、厚生労働省が生存していると推計する1万2000人の1割にも満たない。

本年3月11日の東京高裁判決は、一時金支給法の制定によって、ようやく社会全体として、優生保護法下における優生手術が違憲であり、国による不法行為を構成するものであることを明確に認識することが可能となったと判断したが、ここ1年間の支給認定が83件にとどまっていることから、多くの被害者が、一時金支給法や自分の被害について正確に知ることさえできていないと思われる。また、被害を認識していたとしても国が優生保護法を制定し、優生手術の実施を積極的に推進した結果、日本社会において優生思想が根強く残り、今なお偏見差別にさらされている多くの被害者が申請を躊躇しているのではないかと考えられる。

当弁護士団は、このような現状を指摘し、一時金支給法の改正や実務の改善を求めてきたが、多くの被害者に一時金は届いていない。

去る2月22日の大阪高裁判決及び3月11日の東京高裁判決では、優生保護法の違憲性と国の責任を認め、被害の重大性や国の責任に照らし、除斥期間の適用を制限し、国に対し、大阪高裁が1300万円、東京高裁が1500万円という一時金の320万円を大きく超える損害賠償の支払いを命じた。両判決により、一時金の金額が優生保護法による人生被害に対する賠償金として、極めて不十分であることも明白になった。

被害者の多くが高齢であり、提訴した25名の原告のうち4名がすでに亡くなっていることを考えると、国が自ら加えた重大な人権侵害の責任を取り、被害回復をするためには一刻の猶予も許されない。

国が調査によって個人記録を確認した3400人に対し個別通知を行い、一時金の申請を促すなど、すぐに行えることもある。また、一人の被害者も取り残さないために、一時金の申請に至っていない新たな被害者を発見するための取り組みも、早期かつ確実に実施する必要がある。

東京高裁判決に対する上告受理申立後、松野官房長官は、「全ての国民が、疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向けて、引き続き、政府として最大限の努力を尽くしてまいります」と述べ、一時金支給法の改正を含む、優生保護法問題の全面解決に意欲を示した。

当弁護士団も、これまでと同様、優生保護法被害者の一日も早い被害回復と早期全面解決、さらに、優生思想を克服し、誰もが等しく個人として尊重される社会の実現に向けて、責任を果たす所存であることを改めてここに表明する。

2022年4月15日

全国優生保護法被害弁護士団

共同代表 新 里 宏 二
同 西 村 武 彦